

平成 20 年 12 月 10 日

次期委員長選出に関するルール

1. 選挙管理委員長の選出

- 1) 現委員長は 169 委員会委員全員に対し、次期委員長を選出するための選挙管理委員長の立候補を依頼する。
- 2) 運営委員会は選挙管理委員長を選出する。
 - ①選挙管理委員長立候補者が 1 名以上の場合は運営委員会が決定する。
 - ②選挙管理委員長立候補者が不在の場合は現委員長が候補者を推薦し、運営委員会が決定する。

2. 次期委員長の選出

- 1) 選挙管理委員長は 169 委員会委員全員に対し、次期委員長への立候補を一定期間（目安：3 週間）募集する。
 - ①169 委員会委員全員は次期委員長選挙の選挙権を有する。
 - ②選挙管理委員長は次期委員長選挙への被選挙権は無い。
 - ③選挙管理委員長以外の委員は次期委員長選挙の被選挙権を有する。
- 2) 立候補者は立候補届（別紙参照）を立候補締切期日までに選挙管理委員長宛に電子メールで送付する。
 - ①立候補に際しては、立候補者は幹事及び運営委員（但し、現委員長及び選挙管理委員長を除く）1 名以上の推薦を事前に受けることとする。
 - ②立候補者は立候補届に次期委員長に選出された場合の抱負と推薦人の氏名を記載する。

注：運営内規第 4 条第 1 項に記載の「委員長、幹事、運営委員の選出には運営委員会の議を経る」必要があるため、立候補者には幹事・運営委員からの推薦を要求する。

- 3) 選挙管理委員長は、立候補締切直後に次期委員長立候補者全員の立候補届を運営委員会に電子メールで提出し、運営委員会での審議を依頼する。
- 4) 運営委員会は次期委員長立候補者の審議を行い、3 名以内に最終候補者を絞り込み、選挙管理委員長に答申する（目安：2 週間程度）。
 - ①最終候補者の選定が難航する等の不測の事態が生じた場合、運営委員会は選挙管理委員長に対し、次期委員長選挙のための臨時総会の開催延期（目安：2 ヶ月程度）を答申することができる。
 - ②上記の場合、運営委員会は最終候補者の選定に必要な対策（運用内規の変更を含む）を講じ、延期期日までに答申を行うものとする。

5) 運営委員会の答申を受けて、選挙管理委員長は電子メールによる臨時総会を開催し、169 委員会委員全員による最終候補者への投票により次期委員長を決定する。

①投票期間は1週間とし、169 委員会委員の過半数の投票により委員長選出に関する臨時総会が成立したものとする。

②投票で過半数を得た最終候補者を次期委員長とする。

③投票で過半数を得た者がいない場合、得票数の多い2名により決選投票を行う。

④決選投票で得票数が同数の場合は、決選投票での現委員長の投票結果を以て決する。

3. ルールの変更

運営委員会の議を経て本ルールを変更する事が出来る。